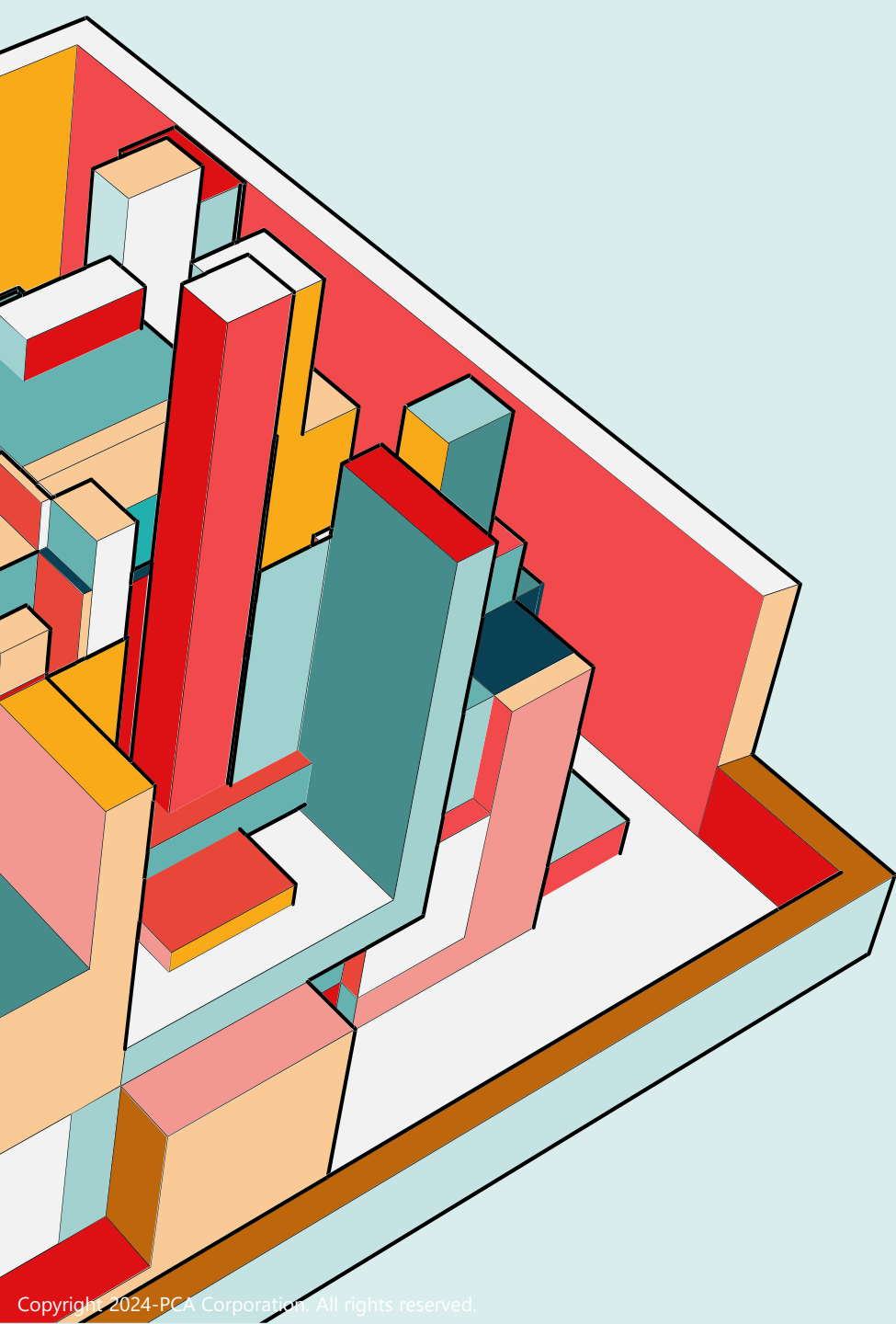




PCAの 定額減税対応について

- 「定額減税」とは
- 『PCA給与』での「定額減税」対応
- 「定額減税」計算前に確認しておくこと

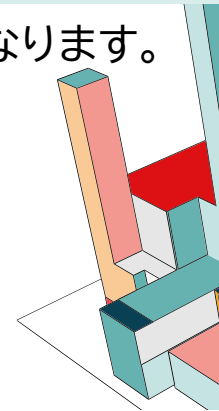
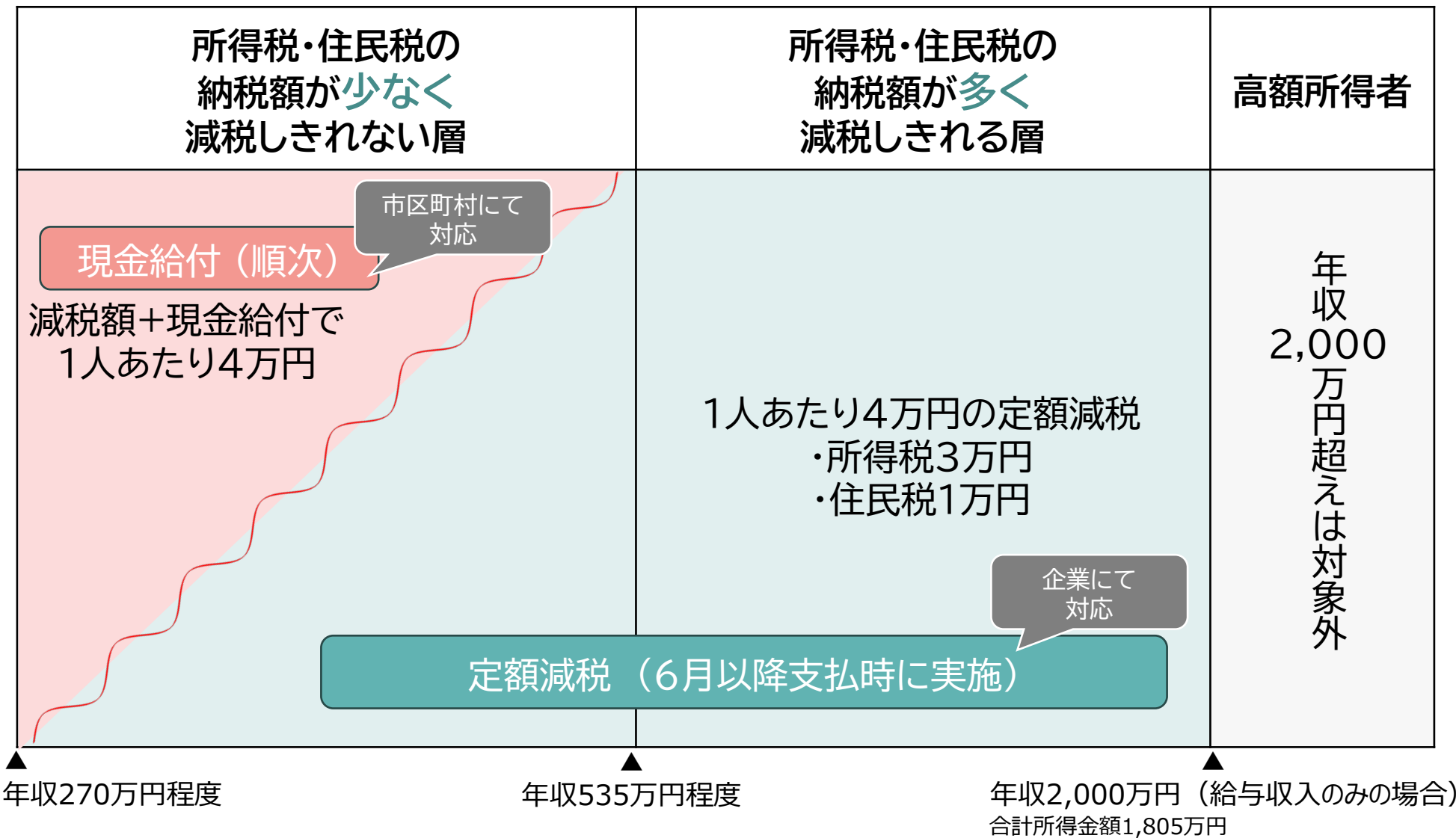


「定額減税」とは

令和6年6月給与(賞与)から定額減税額を減税します。
減税しきれない金額は次回の給与(賞与)に繰り越し
令和6年中に支払われる給与等から順次減税します。

定額減税の対象

定額減税の対象は下記 **緑色** 部分です。減税できない方へは現金が給付され、本人年収が2,000万円超えの場合、対象外となります。



定額減税の対象

定額減税の対象は「①本人」「②同一生計配偶者」「③扶養親族」です。1人あたり所得税3万円、住民税1万円が減税されます。

No.	対象	詳細	減税額	
			所得税	住民税
①	本人	令和6年分の所得税を納税する居住者 給与収入のみの場合2,000万円以下（合計所得1,805万円以下）	30,000円	10,000円
②	同一生計配偶者	居住者であり 納税者と生計を一にする配偶者 且つ 合計所得金額48万円以下 配偶者合計所得(万円) (給与等の収入) 48 (103) 同一生計配偶者 本人合計所得	30,000円	10,000円
③	扶養親族	居住者であり 納税者と生計を一にする配偶者以外の親族 且つ 合計所得金額48万円以下 扶養控除申告書に記載された 控除対象の扶養親族及び16歳未満の扶養親族	30,000円	10,000円
①本人 + ②同一生計配偶者 + ③扶養親族1名 の場合			90,000円	30,000円

【注】社員本人が対象外の場合、配偶者・扶養親族も対象外となります。

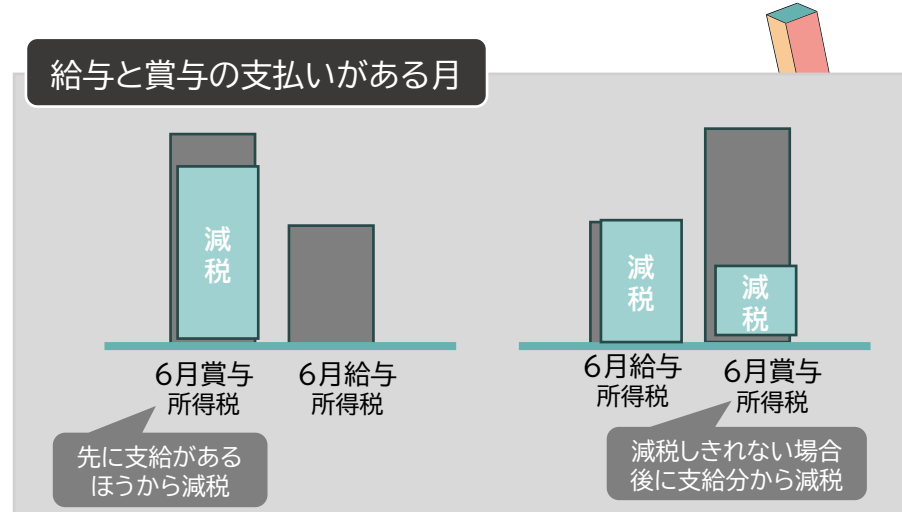
トータル
12万円の減税

定額減税の計算方法

所得税は6月分から減税を開始します。住民税は6月分を0円とし、7月～翌5月の11か月分で按分して徴収します。

No.	対象	減税額	
		所得税	住民税
①	本人	30,000円	10,000円
②	同一生計配偶者	30,000円	10,000円
③	扶養親族 1名	30,000円	10,000円

本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族1名 の場合	90,000円	30,000円
	6月分から減税開始	年間住民税14万円の場合 14万円 - 3万円 = 11万円



支給控除	通常額	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	減税残
月給	50万円	50	50	50	50	50	50	50	
社会保険料	3万円	3	3	3	3	3	3	3	
所得税	2万円	0	0	0	0	1	2	2	0
住民税	1万1666円 (年計14万円の場合)	0	1	1	1	1	1	1	0
差引支給額	43万8334円	47	46	46	46	45	44	44	

減税完了

6月は徴収しない
7月～翌5月で按分
(11万円 ÷ 11か月)



(万円)

定額減税の計算方法

令和6年中に所得税が減税しきれない場合は、来年別途給付される予定です。住民税100円未満の端数は7月にまとめて徴収します。

No.	対象	減税額	
		所得税	住民税
①	本人	30,000円	10,000円
②	同一生計配偶者	30,000円	10,000円
③	扶養親族 3名	90,000円	30,000円

本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族3名 の場合

150,000円

50,000円

6月分から
減税開始

年間住民税14万円の場合
14万円 - 5万円 = 9万円

支給控除	通常額	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	減税残
月給	50万円	50	50	50	50	50	50	50	減税しきれない場合(※) 来年別途、市区町村より給付予定
社会保険料	3万円	3	3	3	3	3	3	3	
所得税	2万円	0	0	0	0	0	0	0	
住民税	1万1666円 (年計14万円の場合)	0	0.9	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0
差引支給額	43万8334円	47	46.1	46.19	46.19	46.19	46.19	46.19	

6月は
徴収しない

7月～翌5月で按分
(9万円 ÷ 11か月)
100円未満の端数は7月に

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

※所得税・住民税の税額が少なく、定額減税しきれない場合、市区町村より1万円単位で給付(お問い合わせは市区町村へ)



減税

『PCA給与』での「定額減税」対応

今回

・Rev6.40(月次減税事務に対応)

⇒2024年5月16日(木)リリース

次回

・年末調整対応版(年調減税事務に対応)⇒2024年11月頃

【支給控除項目の登録】・【レイアウトの登録】に定額減税項目を追加

給与・賞与タブの支給控除項目[合計]カテゴリに「定額減税」項目を追加しました。【明細書レイアウトの登録】にて項目を配置します。

【給与体系】-【支給控除項目の登録】

支給控除項目の登録

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 登録 印刷等 最新 修正 入力前 項目の配 - 前移動 次移動 ヘルプ

参照

給与体系(T) 000 共通給与体系

給与	賞与	体系単価	計算単価	フラグ
勤怠				
支給				
控除				
合計				
回数				
計算式				

支給控除項目(A):

記号	項目名	印刷用項目名	使用・未使用	出力区分
DB050			0:未使用	1:0円時金額を出力する
DC001	累積課税	累積課税合計	1:表示	1:0円時金額を出力する
DC002	日・時単	日・時給単価	1:表示	1:0円時金額を出力する
DC003	前調整残	前月調整残	1:表示	1:0円時金額を出力する
DC004	端数合計	端数合計	1:表示	1:0円時金額を出力する
DC005	当月調整	当月端数調整	1:表示	1:0円時金額を出力する
DC006	調整支給	調整後支給額	1:表示	1:0円時金額を出力する
DC007	支払 1	支払 1	1:表示	1:0円時金額を出力する
DC008	支払 2	支払 2	1:表示	1:0円時金額を出力する
DC009	支払 3	支払 3	1:表示	1:0円時金額を出力する
DC010	差引支給	差引支給額	1:表示	1:0円時金額を出力する
DC011	扶養の数	扶養等の数	1:表示	1:0の時値を出力する
DC012	役職コード	役職コード	1:表示	1:0の時値を出力する
DC040	定額減税	定額減税	1:表示	2:0円時項目名も出力しない

項目追加

【給与体系】-【明細書レイアウトの登録】

明細書レイアウトの登録

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 登録 印刷等 最新 修正 入力前 レイアウトの配 - 前移動 次移動 左方向 右方向 項目クリア 内訳明細配置 ヘルプ

修正

給与体系(T) 000 共通給与体系

給与・賞与(K) 給与 賞与 明細項目の表示方法(M) 名称 記号

6月給与(賞与)計算前に設定

項目のジャンル(G):

- 給与月次データの勤怠
- 給与月次データの支給
- 給与月次データの控除
- 給与月次データの記事
- 給与月次データの回数
- 給与月次データの計算式結果
- 社員マスターの給与支給
- 社員マスターの給与控除
- 社員マスターの個人フラグ

選択項目(I):

DC006	調整支給
DC007	支払 1
DC008	支払 2
DC009	支払 3
DC010	差引支給
DC011	月次扶養
DC012	役職コード
DC040	定額減税

項目追加

主明細 内訳明細 15行明細

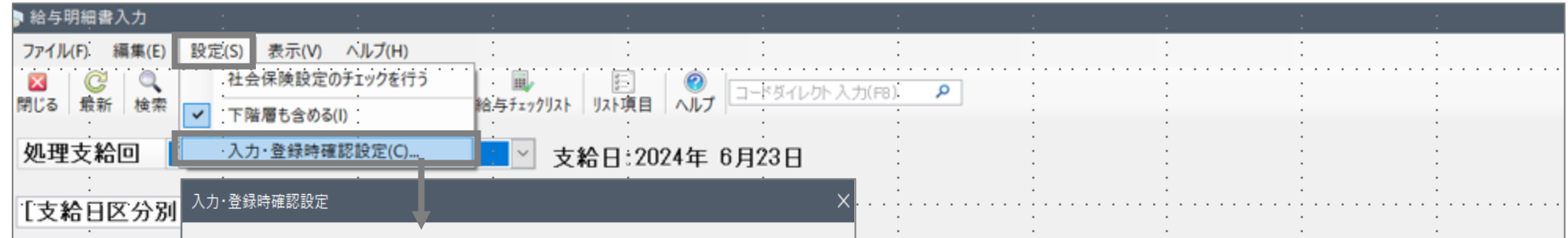
勤怠	要勤日数	出勤日数	出勤時間	事欠日数	病欠日数	代休特休	休出日数	有休消化	有休残数	
支給	残業平普	残業平深	残業休普	残業休深	残業法休	残業法深	遅早回数	遅早時間		
	基本給	役職手当	職務手当	家族手当	住宅手当	出張手当	休出手当	残業夜食	BB008	資格手当
	精勤手当	BB011	BB012	BB013	BB014	BB015	BB016	BB017	BB018	BB019
	BB020	BB021	BB022	BB023	BB024	BB025	BB026	残業平普	残業平深	残業休普
控除	残業休深	残業法休	残業法深	非税通勤	課税通勤	遅早控除	欠勤控除	課税合計	非税合計	総支給計
	健康保険	介護保険	厚生年金	厚生基金	確定拠出	雇用保険	社保調整	社保合計	課税対象	所得税
	住民税	税調整	社内預金	財形貯蓄	旅行積立	昼食代	還付金	CB006	CB007	CB008
	CB009	CB010	CB011	CB012	CB013	CB014	CB015	CB016	控除計	控除合計
記事	累積課税	日・時単	前調整残	端数合計	当月調整	定額減税	支払 1	支払 2	支払 3	差引支給

項目配置

【明細書入力】で、「定額減税」未計算時の確認メッセージ機能

給与(賞与)明細書入力時に、定額減税の計算がされていない場合、確認メッセージを表示させることができます。

【給与(賞与)】-【給与(賞与)明細書入力】



入力・登録時確認設定

- 連続していない支給の場合、入力時に確認を行う
- 退職者の入力時に確認を行う
- 退職者の入力時に確認を行う
- 入社日が支給日より後の場合、入力時に確認を行う
- 有休残日数がマイナスの場合、登録時に確認を行う
- 定額減税処理での計算が一度もされていない場合、入力時に確認を行う

初期値: チェック済み

設定(F5) キャンセル

【入力】-【給与(賞与)明細書】

勤怠	要勤日数	出勤日数	出勤時間	事欠日数	病欠日数	代休特休	休出日数	有休消化	有休残数	
	23.00	23.00	0: 0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	残業平普	残業平深	残業休普	残業休深	残業法休	残業法深	遅早回数	遅早時間		
	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	0.00	0: 0		
支給	基本給	役職手当	職務手当	家族手当	住宅手当	出張手当	休出手当	残業夜食	資格手当	
	500,000	0	13,000	0	0	0	0	0	0	
	精動手当									
	10,000									
	残業休深	残業法休	残業法深	非税通勤	課税通勤	遅早控除	欠勤控除	課税合計	非税合計	総支給計
	0	0	0	0	0	0	0	523,000	0	523,000
控除	健康保険	介護保険	厚生年金	厚年基金	確定拠出	雇用保険	社保調整	社保合計	課税対象	所得税
	31,000	0	53,985	0	0	1,569	0	86,554	436,446	16,210
	住民税	税調整	社内預金	財形貯蓄	旅行積立	昼食代	還付金			
	0	0	0	0	0	0	0			
									控除計	控除合計
									16,210	102,764
記事	累積課税	前調整残	端数合計	当月調整	定額減税	支払1	支払2	支払3	差引支給	
	2,715,000	0	420,236	0	0	200,000	100,000	120,236	420,236	

未計算の場合 0

減税額を計算する【定額減税】メニューを搭載

【社員】-【定額減税】メニューより「減税対象人数」と「月次減税額」が自動計算されます。6月の『給与(賞与)明細書』入力前に実行します。

【社員】-【定額減税】

定額減税

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 計算開始 確認画面 ヘルプ

社員/部門(B)

社員...	指定なし
部門...	指定なし

範囲指定(R)

設定...	指定なし
-------	------

6月給与(賞与)
計算前に実行

定額減税

月次減税額の計算が完了しました。

自動計算では次の人は計算されません。

- ・「税区分」が「乙欄」
- ・「入社日」が2024年6月2日以降
- ・「退職日」が2024年5月31日以前

月次減税額は次の人が人数計算の対象となります。

- ・社員本人
- ・控除対象配偶者、かつ、源泉控除対象配偶者
- ・扶養親族

上記に該当しない人について「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出された場合は、確認画面で「減税対象人数」を手入力で修正してください。

OK

定額減税

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 登録 修正 入力前 リスト項目 ヘルプ

社員コード	社員名	減税対象人数 ?	月次減税額	減税残額	給与	
					給与6回目	給与7回目
0001	丸ノ内 裕之	3	90,000	90,000		
0002	八重洲 美鈴	2	60,000	60,000		
0003	桑原 陸也	1	30,000	30,000		
0005	鶯谷 麗子	1	30,000	30,000		
0006	新小岩 亜希子	1	30,000	30,000		
0007	岩本 泉	1	30,000	30,000		
0008	晴海 史郎	1	30,000	30,000		
0010	三鷹 健一	1	30,000	30,000		
0011	亀有 進	1	30,000	30,000		
0012	湯島 梅子	1	30,000	30,000		
0013	池袋 陽介	1	30,000	30,000		
0014	八丁堀 文人	1	30,000	30,000		

計算結果

手入力
可能

所得税の
減税額

6月～給与(賞与)入力登録後、
所得税の減税残額・実績が表示

【定額減税】メニューにて減税実績の確認

【社員】-【定額減税】メニューより、減税実績を参照可能です。「減税対象人数」と「減税実績」は[修正]ボタンより修正可能です。

【社員】-【定額減税】



月次減税額の対象となる人数です。下記の人が人数計算の対象となります。

▼PCA給与で「減税対象」となる範囲

	税区分	入社日
社員本人	甲欄 手入力 機械計算甲欄	2024年6月1日以前

2024年5月末まで
退職者は対象外

	配偶者区分/扶養区分	源泉控除対象配偶者	非居住者である親族/ 控除対象外国扶養親族
配偶者	一般配偶者 老人配偶者	対象	対象外
扶養親族	一般扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族(同居) 老人扶養親族(その他) 16歳未満	-	対象外

上記に該当せず「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出された場合「対象人数」を修正してください。

【注意】社員本人がカウントされない場合、配偶者・扶養親族もカウントされません。

減税実績の
確認

手入力で+1~

6月~給与(賞与)入力登録後、
所得税の減税残額・実績が表示

社員コード	社員名	減税対象人数 ?	月次減税額	減税残額	所得税の減税残額					
					給与6回目	給与7回目	給与8回目	給与9回目	給与10回目	給与11回目
0001	丸ノ内 裕之	3	90,000	0	16,210	16,210	16,210	16,210	16,210	
0002	八重洲 美鈴	1	30,000	30,000	0	0	0	0	0	
0003	桑原 陸也	1	30,000	0	30,000	0	0	0	0	
0005	鶯谷 麗子	1	30,000	0	6,640	6,640	6,640	6,640	3,440	
0006	新小岩 亜希子	1	30,000	0	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	

手入力可能

手入力可能



6月給与(賞与)
入力前に確認

「定額減税」計算前に確認しておくこと

①本人の確認

本人情報を正しく設定しているか確認します。【税区分】が「乙欄以外」で、【就労情報】が6/1日時点「在職or休職」であれば減税対象とします。

No.	対象	対象条件 (PCAソフトで判定しない項目)									
①	本人	<p>令和6年分の所得税を納税する居住者</p> <p>【社員】-【定額減税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社員名</th> <th>減税対象人数 ?</th> <th>月次減税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸ノ内 裕之</td> <td>3</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>丸ノ内 裕之</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>本人が非居住者の場合「0」に修正</p> <p>【注】社員本人が対象外の場合、配偶者・扶養親族も対象外となります</p>	社員名	減税対象人数 ?	月次減税額	丸ノ内 裕之	3	90,000	丸ノ内 裕之	0	0
		社員名	減税対象人数 ?	月次減税額							
丸ノ内 裕之	3	90,000									
丸ノ内 裕之	0	0									
<p>給与収入のみの場合2,000万円以下 (合計所得1805万円以下)</p> <p>本人収入2,000万円超えの場合</p> <p>収入はRev6.40では判定しない 年末調整対応版(年調減税事務)で判定・再計算</p>											

PCAソフトチェック項目

【社員】-【社員登録】-【社員情報の登録】

参照 0001 丸ノ内 裕之

個人情報 就労・所属 住所 連絡先 所得税・年末調整 給与 賞与 単価等 有給休暇

所得税・扶養の数等

家族 税区分(Z) 甲欄 乙欄 手入力 機械計算甲欄

扶養親族等の数(I) 3 人 扶養親族等の数を手入力する(T)

本人(M):

寡婦等区分 0:対象外

障害者区分 0:対象外

他区分 勤労学生 未成年者 死亡退職 災害者 外国人

正しい税区分が設定されているか

乙欄以外：減税対象

個人情報 就労・所属 住所 連絡先 所得税・年 単価等 保険 住民税 通勤費 有給休暇

就労情報(W):

入社日 2001年 4月 1日

勤続年数 23年 0ヶ月

就労状況 在職 休職 退職

休職区分 1-休職

退職日

入社日・退職日と就労状況が正しく登録されているか

2024年6月1日以前に在職・休職：減税対象

2024年5月末まで退職者は対象外

②同一生計配偶者 の確認

【配偶者区分】：[1.一般]か[2.老人]、【源泉控除対象配偶者区分】：[1.対象]、【非居住者である親族】：「0.対象外」の場合、減税対象とします。

② 同一生計配偶者

対象条件(PCAソフトで判定しない項目)

居住者であり
納税者と生計を一にする配偶者 且つ
合計所得金額48万円以下

配偶者合計所得 (万円)
(給与等の収入)

95 (150) 源泉控除対象配偶者

48 (103) 減税対象

900 (1,095) 同一生計配偶者

対象外

本人合計所得 (万円)
(給与等の収入)

※1『源泉徴収に係る定額減税のための申告書』の提出をもって『対象』となる為、初期値「対象外」

「対象外」でも※1の申告書提出の場合+1に修正

【社員】-【定額減税】

社員名	減税対象人数 ?	月次減税額
丸ノ内 裕之	2	60,000
丸ノ内 裕之	3	90,000

PCAソフトチェック項目

【社員】-【社員登録】-【社員情報の登録】

個人情報 就労・所属 住所 連絡先 所得税・年末調整 給与 賞与 単価等 保険

所得税・扶養の数等

家族

扶養控除等申告書

前職分

配偶者区分 「配偶者区分」「源泉控除対象配偶者区分」が正しく登録されているか 1人

区分	氏名(姓)	氏名(名)
配偶者区分	丸ノ内 (姓)	丸ノ内 (名)
配偶者	丸ノ内 花子	花子
	マルノウチ	ハナコ
	1:一般配偶者	1:対象
	0:対象外	0:対象外
	0:対象外	0:対象外
	1:一般配偶者 70歳未満	1:対象
	2:老人配偶者 70歳以上	1:対象

源泉控除対象配偶者
本人所得900万円以下
配偶者所得95万円以下
⇒「1.対象」を選択

配偶者区分(同一生計配偶者)
配偶者所得48万円以下
⇒「1.一般」か「2.老人」を選択

減税対象

主たる給与から控除を受ける扶養親族等(C)

所得の見積額

退職手当の有無 ? 0:無

所得の見積額 (退職所得除く)

非居住者である親族 0:対象外 1:対象

住所又 異動月日及 ? 「非居住者」の場合設定ができていますか

居住者 ⇒「0.対象外」
非居住者⇒「1.対象」

【参考】※1『源泉徴収に係る定額減税のための申告書』

『PCA給与』から出力はできません。

「扶養控除等異動申告書」に記載していない「同一生計配偶者」や「扶養親族」がいる場合、提出することで減税対象人数に含められます。

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
税務署長	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	

記載のしかたはこちら

二次元コード

「扶養控除等異動申告書」に記載がない同一生計配偶者・扶養親族を6月の所得税から減税対象にしたい場合提出が必要です。

提出がなくても年末調整時に減税が受けられます。

～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

【源泉徴収に係る申告書として使用】 ...令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

申告書に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載しなくても構いません。

「月次減税」の計算対象とする場合チェック

親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けるときは、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載し、扶養親族については「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

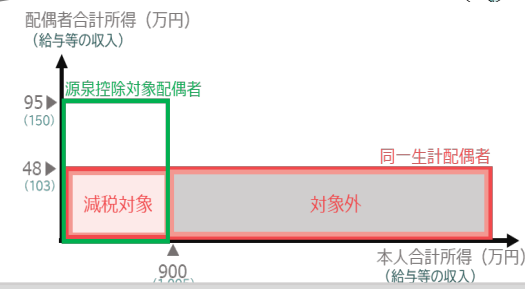
【年末調整に係る申告書として使用】 ...年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する必要があります。併用様式を使用して提出してください。

※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「氏名等」に記載してください。



(注) 使用する目的に応じて、いずれかの□にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、

(フリガナ)氏名	個人番号	明瞭な印
減税対象に含めたい人		●

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄
減税対象に含めたい人		

令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	あなたの住所又は居所	あなたの生年月日	あなたの住所又は居所	あなたの生年月日	あなたの住所又は居所	あなたの生年月日	あなたの住所又は居所
税務署長	給与の支払者の法人番号	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除A対象配偶者(注1)							
主たる給与から控除される	1				<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族		<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	2				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は20歳以上24歳未満の障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払 <input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は20歳以上24歳未満の障害者

本人が合計所得金額が900万円超えの場合、記載されていない。

扶



この申告書は、あなたの給与について扶養控除等申告書の提出が必要かどうかを判断するために提出してください。

この申告書は、あなたの給与について扶養控除等申告書の提出が必要かどうかを判断するために提出してください。

この申告書は、あなたの給与について扶養控除等申告書の提出が必要かどうかを判断するために提出してください。

【参考】※2『～年末調整に係る定額減税のための申告書～』『PCA給与』から出力はできません。

年末調整時に「年調減税」の為の申告があります。本人と配偶者が「定額減税対象☑」の場合、減税対象とすることができます。

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ)	
	給与の支払者の 法人番号	あなたの氏名	
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	

記載のしかたはこちら
二次
元
コード

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
 - 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。)
- 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告)

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除を受けることができます。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係ることができます。

配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	明・大 昭・平	年
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計

・本人定額減税対象 ☑
・配偶者定額減税対象☑
両方☑で減税対象となります。

『PCA給与』年調対応版にて年調減税の計算に対応予定です。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		所得
(2) 給与所得以外の所得の合計額		所得以外の合計額
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

本人
合計所得金額1805万円以下
かチェック

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額	48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭30.1.1以前生)	配偶者控除	定額減税対象
			象配偶者に該当	(1)	
			かつ年齢70歳未満	(2)	
			円以下	(3)	
			円以下	(4)	
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円			

配偶者
合計所得金額48万円以下
かチェック

○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)		48万円	定額減税対象	
	900万円超	950万円以下 (B)			
定	950万円超	1,000万円以下 (C)	48万円	基礎控除の額	
	1,000万円超	1,805万円以下 (D)			
	1,805万円超	2,400万円以下			32万円
	2,400万円超	2,450万円以下			16万円
	2,450万円超	2,500万円以下		本人定額減税対象	

※ 「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ										
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)>(*印の金額))							
A	48万円	38万円	38万円	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下
B	32万円	26万円	26万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
C	16万円	13万円	13万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円			

配偶者控除の額

配偶者特別控除の額	円
配偶者定額減税対象	円

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
(D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合に配偶者定額減税対象となります。

③扶養親族の確認

PCA給与ソフトでは、【社員情報の登録】メニュー「家族」の登録状況より、同一生計配偶者・扶養親族の計算対象を算出します。

No.	対象	対象条件	PCAソフトチェック項目																																															
③	扶養親族	<p>居住者であり 納税者と生計を一にする配偶者以外の親族</p> <p>扶養控除申告書に記載された 控除対象の扶養親族及び16歳未満の扶養親族</p> <p>且つ 合計所得金額48万円以下</p>	<p>【社員】-【社員登録】-【社員情報の登録】</p> <p>修正 0001 丸ノ内 裕之</p> <p>個人情報 就労・所属 住所 連絡先 所得税・年末調整 給与 賞与 単価等 保険 住民税 通勤費 有給休暇 支</p> <p>所得税・扶養の数等 家族 扶養控除等申告書 前職分</p> <p>配偶者の有無(A) 1:有 年齢は12月3</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族等の数を自動計算する(B) 1人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名(姓) フリガナ(姓)</th> <th>氏名(名) フリガナ(名)</th> <th>生年月日 続柄</th> <th>扶養区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者</td> <td>丸ノ内 マルノウチ</td> <td>花子 ハナコ</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 昭和 60年 5月 5日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1:一般配偶者</td> <td>1:対象</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>丸ノ内 マルノウチ</td> <td>太郎 タロウ</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 平成 22年 12月 10日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>子</td> <td></td> <td>5:16歳未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>項目名 16歳未満:控除対象外国外扶養親族 16歳未満以外:非居住者である親族</p> <p>16歳未満の扶養親族(C)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>控除対象外国外扶養親族</td> <td>0:対象外</td> </tr> <tr> <td>退職手当の有無</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 0:対象外</td> </tr> <tr> <td>所得の見積額(退職所得除く)</td> <td>1:対象</td> </tr> <tr> <td>住民税障害者区分</td> <td>0:対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>扶養親族(G):</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>一般</td><td><input checked="" type="checkbox"/> 0人</td></tr> <tr><td>特定</td><td><input checked="" type="checkbox"/> 0人</td></tr> <tr><td>老人(同居)</td><td><input checked="" type="checkbox"/> 0人</td></tr> <tr><td>老人(その他)</td><td><input checked="" type="checkbox"/> 0人</td></tr> <tr><td>16歳未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/> 1人</td></tr> <tr><td>障害者</td><td>0人</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td>0人</td></tr> <tr><td>同居特別障害者</td><td>0人</td></tr> </tbody> </table> <p>減税対象</p> <p>扶養親族の数が正しく登録できているか</p> <p>「非居住者」の場合設定ができているか</p> <p>居住者 ⇒ 「0.対象外」 非居住者 ⇒ 「1.対象」</p>	区分	氏名(姓) フリガナ(姓)	氏名(名) フリガナ(名)	生年月日 続柄	扶養区分	配偶者	丸ノ内 マルノウチ	花子 ハナコ	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 60年 5月 5日		1:一般配偶者	1:対象			1	丸ノ内 マルノウチ	太郎 タロウ	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 22年 12月 10日			子		5:16歳未満	控除対象外国外扶養親族	0:対象外	退職手当の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 0:対象外	所得の見積額(退職所得除く)	1:対象	住民税障害者区分	0:対象外	一般	<input checked="" type="checkbox"/> 0人	特定	<input checked="" type="checkbox"/> 0人	老人(同居)	<input checked="" type="checkbox"/> 0人	老人(その他)	<input checked="" type="checkbox"/> 0人	16歳未満	<input checked="" type="checkbox"/> 1人	障害者	0人	特別障害者	0人	同居特別障害者	0人
区分	氏名(姓) フリガナ(姓)	氏名(名) フリガナ(名)	生年月日 続柄	扶養区分																																														
配偶者	丸ノ内 マルノウチ	花子 ハナコ	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 60年 5月 5日																																															
	1:一般配偶者	1:対象																																																
1	丸ノ内 マルノウチ	太郎 タロウ	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 22年 12月 10日																																															
		子		5:16歳未満																																														
控除対象外国外扶養親族	0:対象外																																																	
退職手当の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 0:対象外																																																	
所得の見積額(退職所得除く)	1:対象																																																	
住民税障害者区分	0:対象外																																																	
一般	<input checked="" type="checkbox"/> 0人																																																	
特定	<input checked="" type="checkbox"/> 0人																																																	
老人(同居)	<input checked="" type="checkbox"/> 0人																																																	
老人(その他)	<input checked="" type="checkbox"/> 0人																																																	
16歳未満	<input checked="" type="checkbox"/> 1人																																																	
障害者	0人																																																	
特別障害者	0人																																																	
同居特別障害者	0人																																																	

住民税 の登録

『PCA給与』での特別な作業は不要です。2024年5月送付の「住民税特別徴収税額通知書」に減税対応された金額が記載されています。

▼通常

住民税:12分割

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----



▼定額減税

住民税:11分割

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
---------------	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

徴収しない

【特別徴収義務者(会社)用の住民税決定通知書】

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

課税市町村名

地方税法第41条及び第23条の4(第23条の6)第1項並びに市町村民税条例第 条の規定によって、平成 年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

特別徴収税額	課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額
額				
月	12月分	11月分	12月分	11月分
額	12月分	11月分	12月分	11月分
額	12月分	11月分	12月分	11月分
額	12月分	11月分	12月分	11月分
額	12月分	11月分	12月分	11月分
額	12月分	11月分	12月分	11月分
額	12月分	11月分	12月分	11月分
額	12月分	11月分	12月分	11月分
額	12月分	11月分	12月分	11月分
額	12月分	11月分	12月分	11月分
額	12月分	11月分	12月分	11月分
額	12月分	11月分	12月分	11月分

平成 年 月 日 市町村長 氏名

地方税法施行規則第2条で示された特別徴収義務者用の税額通知書

定額減税に対応した住民税額が記載

【社員】-【社員登録】-【社員情報の登録】

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 登録 最新 新規 修正 入力前 社員のビ- 前移動 次移動 社員削除 一覧 連動状況 ヘルプ

修正 0001 丸ノ内 裕之

個人情報 就労・所属 住所 連絡先 所得税・年末調整 給与 賞与 単価等 保険 住民税

住民税入力設定(J):

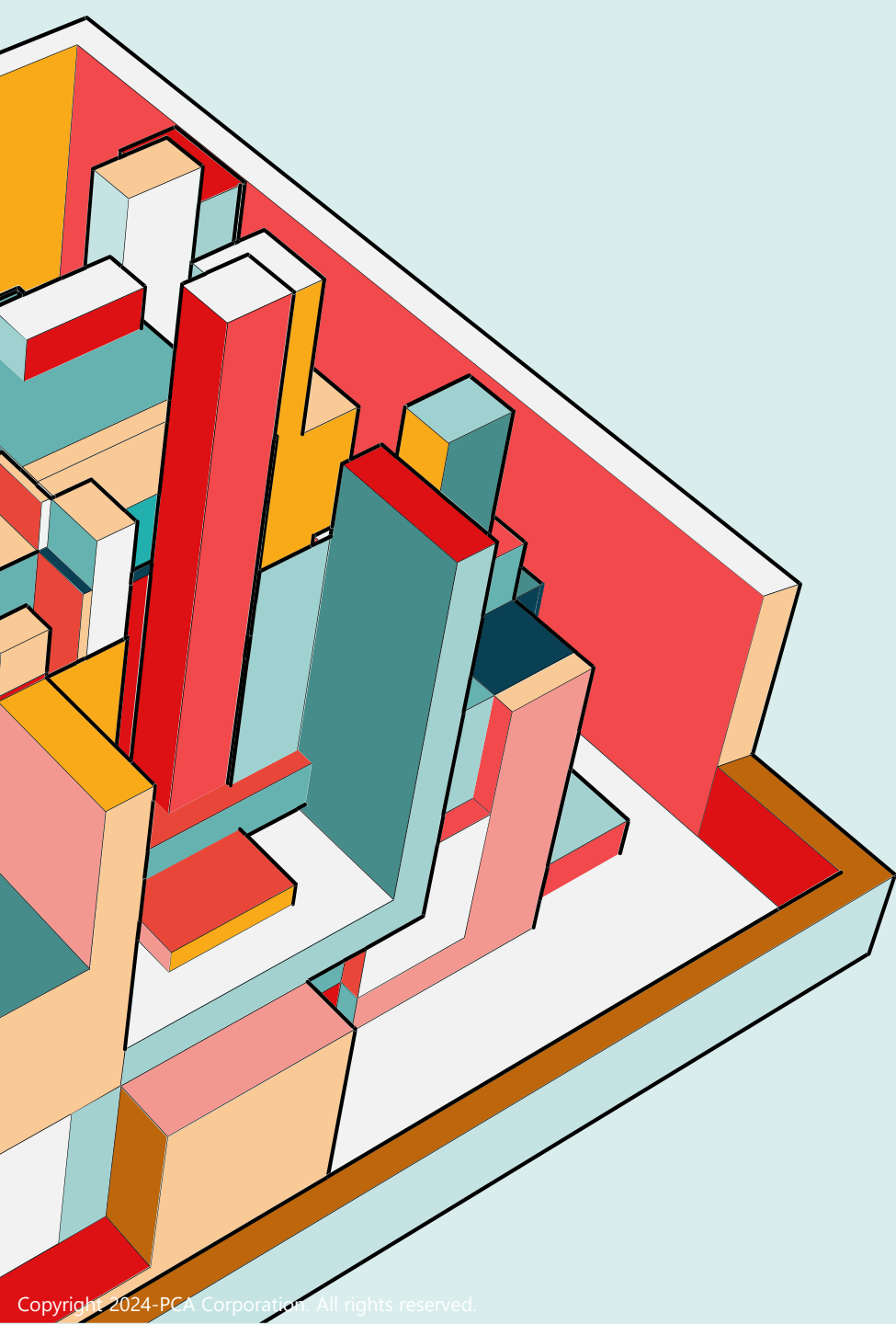
住民税納付先	131016	千代田区	追加...
総括表提出先	131016	千代田区	
住民税入力方法	<input type="radio"/> 通常入力	<input checked="" type="radio"/> 詳細入力	

詳細入力(X):

回数	住民税
1回目	0
2回目	0
3回目	0
4回目	0
5回目	0
6回目	0
7回目	10,000
8回目	10,000
9回目	10,000
10回目	10,000
11回目	10,000
12回目	10,000
13回目	0

住民税6月分 通知書の通り入力しておく

【社員】-【特別徴収】-【特別徴収税額通知受入】メニューよりデータとして受入れも可能



『PCAの定額減税対応について』

- 本資料は無断でこれを複写・複製することはできません。
- 本資料は十分な注意をもって作成されておりますが、ご使用になった結果につきましては、ピー・シー・エー株式会社は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- 現時点の情報を元に作成しております。ご紹介した内容は、予告なく変更されることがございます。

2024年4月 作成

ピー・シー・エー株式会社